

「中小企業者等 L P ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金」

よくあるお問合せ

令和 7 年 4 月 1 日版

青 森 県

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|-----|--|---|
| 1 | 1 | 制度内容 | 1 | 概要 | 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金とはどのような支援金ですか？ | エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図るため、国の電気・ガス料金支援等の支援対象外となっている「LPガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、その使用量に応じた支援金を給付するものです。 |
| 2 | 1 | 制度内容 | 1 | 概要 | 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第3弾）が実施されると聞きましたが、どのような内容ですか？ | これまでに令和5年1月分から令和5年9月分まで、追加分として令和5年10月分から令和6年4月分までの「業務用LPガス」や「特別高圧電気」を対象に実施した「中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金」を追加実施することとし、令和6年8月分から令和6年10月分及び令和7年1月分から令和7年3月分までの「業務用LPガス」や「特別高圧電気」について、その使用量に応じた支援金を給付するものです。支援金の単価については、以下の対象期間における使用量に、それぞれの対象期間ごとに定める支援単価を乗じた額となります。 |
| 3 | 1 | 制度内容 | 1 | 概要 | 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（第3弾）が実施される理由を教えてください。 | 国による電気・ガス料金の支援が再開されたことから、「特別高圧電気」及び「業務用LPガス」を対象とする本支援金についても、対象期間を延長し、追加実施することとしたものです。（なお、「家庭用LPガス」についても、県が実施する別の制度により、2月分等の料金の値引きを追加実施することとしています。） |
| 4 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | どのような事業者が対象になりますか？ | 申請時点で、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主であって、次の2つの給付要件を満たす者が対象となります。 （1）業務用LPガス又は特別高圧電気について、令和6年8月分から令和6年10月分及び令和7年1月分から令和7年3月分のいずれかの月分の使用があること。 （2）申請時点において、県内で事業を営んでおり、支援金の給付を受けた後も県内で事業を継続していく意思があること。 |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|-----|--|---|
| 5 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 対象とならない事業者は具体的にどのような事業者ですか？ | 以下の事業者は対象外となります。 ○青森県が令和6年度2月補正予算の事業として実施する以下の事業に係る支援金等の給付対象である者 ・タクシー事業継続特別対策事業費補助 ・トラック運送事業者事業継続支援事業費補助 ・医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業 ○日本標準産業分類における電気業又はガス業に該当する者 ○法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人 なお、国、県、市町村、大企業、宗教法人、政党団体、任意団体、公共法人、暴力団、性風俗産業も対象外となります。 |
| 6 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | いつまでに開業していれば対象になりますか？ | 申請時点において開業している方が対象となります。 |
| 7 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 本社が県外ですが対象になりますか？ | 本社が県外にあっても、県内に事業所がある場合は対象となります。 |
| 8 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社いわゆる「みなし大企業」であっても、中小企業者の要件に該当すれば支援金の対象になりますか？ | いわゆる「みなし大企業」であっても、中小企業者の要件に該当すれば支援金の対象となります。 |
| 9 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | フランチャイズ経営を行っているオーナーは対象になりますか？ | フランチャイズ経営を行っている場合でも、その店舗の経営者が中小企業者であれば、支援金の対象となります。 |
| 10 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 同一法人が、複数回申請することは可能ですか？ | 複数回の申請はできません。なお、県内に複数の事業所がある場合は、全ての事業所の使用量を合算して申請してください。 |
| 11 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 国の「一時支援金」、「月次支援金」や時短等の要請に伴う協力金、市町村独自の給付金を受けていても、対象になりますか？ | 対象となります。 |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|-----|--|--|
| 12 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 法人税法別表一に定める「公共法人」はなぜ支給対象外なのですか？ | 公共法人は法人税を納める義務がないなど公益的な性格を有する極めて特殊な法人であることから、「エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図る」という本支援金の趣旨に馴染まないため、対象外としたものです。 |
| 13 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 暴力団はなぜ支給対象外なのですか？ | 暴力団は集団的、常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある反社会的勢力であり、これら団体への公金の支出は適切でない判断されることから、支援金の対象外としたものです。 |
| 14 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 当社は「中小企業者」に該当しますか？ | 中小企業基本法では、業種別に資本金と従業員数により、「中小企業者」を規定しています。詳しくは、支援金実施要領をご確認ください。 |
| 15 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 病院や診療所、介護施設や児童保育施設等も対象になりますか？ | 医療・福祉施設等については、令和6年度2月補正予算の事業として県が実施する「医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業」において支援がなされたことから、本支援金の対象外となります。 |
| 16 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | タクシー・貨物自動車運送業も対象になりますか。 | タクシー・高速バス事業者や、貨物自動車運送業については、令和6年度2月補正予算の事業として県が実施する「タクシー事業継続特別対策事業費補助」、「トラック運送事業者事業継続支援事業費補助」においてそれぞれ支援することから、本支援金の対象外となります。 |
| 17 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 令和6年度2月補正予算で実施する「タクシー事業継続特別対策事業費補助」、「トラック運送事業者事業継続支援事業費補助」、「医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業」の対象となった場合は、追加実施される支援金についても対象外ですか。 | 支援金の要件について変更はないため、追加実施される支援金についても対象外となります。 |
| 18 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 任意団体として確定申告していますが、支援金の支給対象になりますか？ | 法人格を持たない任意団体は支給対象となりません。 |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|-----|---|--|
| 19 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 一般社団法人や一般財団法人、NPO法人は対象になりますか？ | 対象となります。 |
| 20 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 開業間もないですが、対象になりますか？ | 申請時点で開業しており、かつ、令和6年8月分から令和6年10月分及び令和7年1月分から令和7年3月分までのいずれかの月分の業務用のLPガス又は特別高圧電気の使用があれば対象となります。 |
| 21 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | なぜ申請時点以降に開業した者を対象としないのですか？ | 本支援金は令和6年8月分から令和6年10月分及び令和7年1月分から令和7年3月分までの業務用LPガス又は特別高圧電気の使用量に応じた支援金を給付するものであることから、対象としない取り扱いとなります。 |
| 22 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 公的な施設（ホテル、劇場、美術館・博物館等、運動施設、道の駅）の運営を中小企業者が受託して営業している場合、支援金の給付対象になりますか？ | 中小企業者等の要件を満たしていれば、支援金の給付対象となります。 |
| 23 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 他都道府県と青森県にそれぞれ事業所があり、LPガスや特別高圧電気を使用していますが、まとめて料金が請求されているため、検針票等では青森県の事業所分だけの使用量が確認できません。どうすればいいですか。 | 青森県内の事業所分の使用量のみが対象となるため、LPガス販売事業者や電力会社に確認し、青森県内の事業所における使用量が分かる書類を提出してください。 |
| 24 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 青森県内で事業を営んでいますが、本社は東京都です。この場合も給付の対象になりますか？ | 本店又は主たる事業所が県外であっても、青森県内に事業所を設置していれば、給付対象となります。この場合、中小企業者等に該当するかどうかの判断（資本金、従業員数等）は法人単位で行っていただき、青森県内の事業所分のみ業務用LPガス及び特別高圧電気の使用量で申請書を作成してください。 |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|-----|--|---|
| 25 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 令和6年の途中で事業所を県外から県内に移転した場合、移転前と移転後のそれぞれのLPガスの使用分について対象になりますか？ | 県内の事業所で使用された業務用LPガス及び特別高圧電気が支援金の対象ですので、県内に移転する前のものについては対象外です。 |
| 26 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | 近々廃業を予定していますが対象になりますか？ | 今後も事業を継続する意思がある事業者が対象となりますので、廃業を予定している場合は対象になりません。 |
| 27 | 1 | 制度内容 | 2 | 対象者 | LPガス販売事業者は対象になりますか？ | LPガス販売事業者は、小売業となり、自社で使用した分について対象となります。 |
| 28 | 1 | 制度内容 | 3 | 給付額 | 支援金の給付額はいくらですか？ | <p>支援金の給付額は以下の（１）LPガス分の額と（２）特別高圧電気分の額の合計額です。</p> <p>（１）LPガス分 以下の対象期間における「LPガス」の使用量に、それぞれ対象期間ごとに定める支援単価を乗じた額 ○令和6年8月分から10月分まで：1立方メートル（m³）当たり31円 ○令和7年1月分から3月分まで：1立方メートル（m³）当たり17.2円</p> <p>（２）特別高圧電気分 以下の対象期間における「特別高圧電気」の使用量に、それぞれ対象期間ごとに定める支援単価を乗じた額（対象期間ごとに定める上限額を1か月当たりの給付額の限度とする。） ○令和6年8月分から10月分まで：1キロワットアワー（kWh）当たり1.25円（上限1か月当たり25万円） ○令和7年1月分から3月分まで：1キロワットアワー（kWh）当たり0.76円（上限1か月当たり15万円）</p> |
| 29 | 1 | 制度内容 | 3 | 給付額 | 県内に複数の事業所がある場合の支援金額はどうなりますか？ | 県内に複数の事業所がある場合は、県内の複数の事業所の使用量を合計し、それに支援単価を乗じた額が支援金の額となります。申請にあたっては申請書に「事業所等が複数ある場合の内訳表」を添付してください。 |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|------|---|--|
| 30 | 1 | 制度内容 | 3 | 給付額 | LPガス分の支援金の単価の算定根拠について教えてください。 | 県内における令和3年と令和4年のLPガスの平均小売価格を比較し、その上昇額から算出し、1立方メートル(m ³)当たり31円としています。 |
| 31 | 1 | 制度内容 | 3 | 給付額 | 特別高圧電気分の支援金の単価の算定根拠について教えてください。 | <p>国の電気・ガス料金支援の単価を参考に設定しています。</p> <p>○令和6年8月分から10月分までの支援単価 1kWh当たり1.25円と、前回と同様の支援単価としています。</p> <p>○令和7年1月分から3月分までの支援単価 1kWh当たり0.76円と、国における単価設定の変更に合わせ、前回から約38.9%減の支援単価としています。</p> <p>※国の電気・ガス価格激変緩和対策事業における高圧電気の支援額である1キロワットアワー(kWh)当たり3.5円に東北地域の1キロワットアワー(kWh)当たりの高圧電気料金と特別高圧電気料金の割合である3/4を乗じ、その1/2の1.25円としています。</p> <p>(高圧電気料金：特別高圧電気料金＝3：4)</p> |
| 32 | 1 | 制度内容 | 3 | 給付額 | LPガスの申請額の上限はありますか？ | ありません。 |
| 33 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 質量販売により、ガスボンベを購入し、業務用のLPガスの供給を受けています。対象になりますか？ | 質量販売により業務用のLPガスの供給を受けている場合は、令和6年8月分から令和6年10月分及び令和7年1月分から令和7年3月分までに購入したLPガスについて、令和6年8月分から令和6年10月分及び令和7年1月分から令和7年3月分までの体積ベースでの使用量を算出できる場合に、本支援金の対象とすることとしています。それぞれの期間ごとに体積ベースでの使用量が算出できるかについて、LPガス販売事業者を確認をお願いします。 |
| 34 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 質量販売により業務用LPガスの供給を受けている場合の使用量について、質量(kg)から体積(m ³)に換算する際の計算方法を具体的に教えてください。 | 質量販売のLPガスについては、その成分等によって質量から体積に換算する数値が変わってきますので、必ずLPガス販売事業者を確認をお願いします。なお、成分がプロパン100%の場合は、1kg=0.502m ³ で換算していただいてもかまいません。 |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|------|--|--|
| 35 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 店舗でのLPガス使用の他にイベント出店で使用したLPガス（質量販売）がある場合は合算して申請するのですか。 | 合算して申請してください。この場合、全てのLPガスの使用量が確認できる書類を添付してください。 |
| 36 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | LPガス分について、法人や個人事業主として事業を営んでいる場合でも、家庭用の場合は本支援金の対象にならないのですか？ | 家庭用のLPガスの供給を受けている場合、県が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」において支援することとしており、本支援金の対象にはなりません。 |
| 37 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | LPガス分について、業務用か家庭用かが分からない場合はどうしたらいいのですか？ | 家庭用のLPガスの供給を受けている場合、県が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業（第3弾）」に基づく料金減額の対象となり、2月分等のLPガスの使用料金が割引となるため、その旨が検針票や請求書等に記載されますのでこちらを確認するか、LPガス販売事業者にお問合せください。 |
| 38 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | LPガス分について、家庭用が対象となる「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」による割引がされている場合は対象にならないのですか？ | そのとおりです。 |
| 39 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 今年開業しましたが、開業前に家庭用のLPガスの供給を受けており、開業後に業務用のLPガスの供給を受けています。対象になりますか？ | 家庭用については、青森県が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」において支援することとしており、本支援金では業務用のみが対象となります。詳しくは、県にお問い合わせください。 |
| 40 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 支援金の申請をしても給付されないことはありますか？ | 書類審査の結果、支給要件を満たさない場合は給付されません。 |
| 41 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | LPガス・特別高圧電気使用要件とは何ですか？ | 業務用のLPガス又は特別高圧電気について、令和6年8月分から令和6年10月分及び令和7年1月分から令和7年3月分までのいずれかの月分の使用があることを要件としています。 |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|------|---|--|
| 42 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 黒石ガス(株)から都市ガスの供給を受けていますが、中身がLPGガスであるため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の割引の対象となっていないと思います。本支援金の対象となりますか？ | 本支援金の対象となります。 |
| 43 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 特別高圧電気とはなんですか。 | 特別高圧電気は供給電圧が7,000V以上のもので、一般的に、契約電力が2,000kW以上、大規模商業施設や大規模工場等で利用されている、大規模な受電設備や電気主任技術者の配置などが必要であるという特徴があります。該当する可能性がある場合は、ご自身で電力会社へご契約内容をご確認くださいようお願いいたします。 |
| 44 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 高圧電気は対象にならないのですか。 | 高圧電気については本支援金の対象外ですが、国の事業（電気・ガス料金支援）の支援対象となっており、令和6年8月分から令和6年10月分及び令和7年1月分から令和7年3月分について申請不要で値引きされることとなっています。なお、国の事業の詳細については、以下の窓口にお問合せください。 経済産業省資源エネルギー庁電気・ガス料金支援お問合せ窓口 (電話番号 0120-013-305) |
| 45 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 事業継続意思要件とはなんですか？ | 申請時点において青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があることを要件としています。 |
| 46 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | テナントの運営管理会社がガス会社と契約してまとめて料金を支払っており、各店舗は運営会社に対して料金を支払っているのですが、この場合各店舗は申請できますか。 | LPGガス販売事業者と契約している者が対象となるため、各店舗は支援金の対象外となります。なお、テナントの運営管理会社については支援金の要件を満たせば対象となる可能性があります。 |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|------|---|---|
| 47 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | フランチャイズの本部がガス会社と契約してまとめて料金を支払っており、フランチャイズ加盟店は本部に対して料金を支払っているのですが、この場合加盟店は申請できますか。 | LPガス販売事業者と契約している者が対象となるため、フランチャイズ加盟店は支援金の対象外となります。なお、フランチャイズの本部については支援金の要件を満たせば対象となる可能性があります。 |
| 48 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 町内の公民館や集会所は対象になりますか。 | 公民館や集会所については、任意団体が運営している場合は対象外ですが、県内中小企業者が運営している場合は対象となります。 |
| 49 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 1つの建物内でメーターが2個別である場合は申請はどうなりますか？ | 合算して申請してください。各メーターごとに検針票などが必要になります。申請にあたっては申請書に「事業所等が複数ある場合の内訳表」を添付してください。 |
| 50 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 県内事業所の一か所だけガス販売事業者が違うのですが、申請は、一社分だけしか申請できないのですか。 | ガス販売事業者が複数であっても対象になります。県内の全ての事業所の使用量を合算して申請してください。その際、全ての事業所の使用量が確認できる書類と「事業所等が複数ある場合の内訳表」を添付してください。 |
| 51 | 1 | 制度内容 | 4 | 給付要件 | 外国籍の個人事業主は対象でしょうか？申請条件は該当していると思います。 | 本支援金では個人事業主の国籍については要件となっていないため、支援金の要件を満たしていれば対象となります。 |
| 52 | 2 | 申請手続 | 1 | 申請方法 | 同一人物が複数の法人の代表取締役ですが、支援金は法人ごとに申請できますか？ | 給付要件に該当する場合、法人ごとに申請できます。 |
| 53 | 2 | 申請手続 | 1 | 申請方法 | LPガスの使用期間が月をまたいでいる場合の申請の仕方はどうしたらよいのですか。 | 検針票や請求書に「〇月分」という記載がある場合はその月分で申請書に記入してください。「〇月分」という記載がない場合は、検針票や請求書に記載されている使用期間の最終日の属する月分としてください。（8/4～9/4→9月分） |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|------|--------------------------|---|
| 54 | 2 | 申請手続 | 1 | 申請方法 | 支給された支援金の使い方に制限はありますか？ | 使用は限定されていないため、個々の事業者の状況に応じて事業継続のためにご活用ください。支援金給付後に確認書類の提出等は必要ありません。 |
| 55 | 2 | 申請手続 | 1 | 申請方法 | 申請書類の提出先はどこになりますか？ | 申請書類の提出先は、事業所が複数の場合も含め、主たる事業所の所在地を管轄する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会です。住所や宛名等の詳細については、支援金実施要領を確認してください。 |
| 56 | 2 | 申請手続 | 1 | 申請方法 | 申請方法は郵送のみですか？ | 「郵送」又は「持参」により受け付けすることとしています。郵送の場合、到着確認のお問い合わせには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。郵送の際は、切手（送料は申請者負担）を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。 |
| 57 | 2 | 申請手続 | 2 | 申請書 | 申請書はどこで入手できますか？ | <p>県庁のホームページからダウンロードしてください。 （インターネットで「青森県 中小企業 LPガス 第3弾」を検索） なお、ホームページから印刷することができない場合は、4月中旬、県庁正面玄関受付、お近くの県の合同庁舎の窓口、県内各商工会議所及び商工会でも配布を予定しています。</p> <p>https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/chikikigyo/r7_lpgasshienkin.html</p>  |
| 58 | 2 | 申請手続 | 2 | 申請書 | 土日・祝日の場合、どこで申請書を入手できますか？ | <p>県庁のホームページからのダウンロードのほか、県庁正面玄関、各地区の県合同庁舎に4月中旬から設置予定です。 なお、土日・祝日は、各庁舎が閉館されていますのでご注意ください。 ※県庁正面玄関（夜間入口）のみ、土日・祝日の入館が可能です。</p> |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|-----|---|---|
| 59 | 2 | 申請手続 | 2 | 申請書 | 法人番号がわかりません。どのようにして調べればいいですか？ | 法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで、名称や所在地などから検索することができます。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/  |
| 60 | 2 | 申請手続 | 2 | 申請書 | 代理の名義での申請は可能ですか？ | 法人及び個人事業者ともに、代表者本人の名義による申請のみとなります。 |
| 61 | 2 | 申請手続 | 2 | 申請書 | 青森県以外にも事業拠点がありますが、「1. 申請者」の「常時使用する従業員の数」は法人全体又は青森県の事業所の人数のどちらを記載するのですか？ | 法人全体の人数を記載してください、 |
| 62 | 2 | 申請手続 | 2 | 申請書 | 「県内事業所所在地」の欄について、事業所が複数ある場合はどう記入したらいいですか？ | 主たる事業所の住所を記入してください。主たる事業所については、売上や従業員数等から総合的に判断してください。 |
| 63 | 2 | 申請手続 | 2 | 申請書 | 検針票を捨ててしまっているのですが、この場合どうすればいいですか？検針票がないと申請できないのでしょうか？ | 本支援金は申請書に業務用LPガスや特別高圧電気の使用量を記載していただく必要があるため、検針票等、使用量が分かる書類がない場合は申請できません。LPガス販売事業者に対し、再発行等ができないか確認して下さるようお願いいたします |
| 64 | 2 | 申請手続 | 2 | 申請書 | 支援金の計算方法は小数点は計上されますか？ | ①LPガスの場合は、使用量については、小数点以下についても記載します。使用量の合計額と単価を掛けた支援金額において、小数点以下を切り捨てます。 ②特別高圧電気の場合は、各月ごとに使用量と単価を掛けて支援金額を計算し、小数点以下を切り捨てます。 |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|------|--|---|
| 65 | 2 | 申請手続 | 3 | 必要書類 | 顔写真が確認できる書類を保有していない場合、本人確認書類は何を提出すればよいですか？ | 顔写真が確認できる書類がない場合は、住民票と健康保険証の写しの両方を提出してください。 |
| 66 | 3 | 給付関係 | 1 | 時期 | 支援金は申請から給付までどのくらい時間がかかりますか？ また、給付日は通知されますか？ | 申請書類の内容を審査・確認し、適正と認められるときは、必要な書類が揃ってから2週間程度で給付となります。申請書等に不備がある場合は更に時間を要しますので、申請の際は内容のご確認をお願いします。また、申請が集中した際は、更に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。なお、給付が決定した場合は給付決定通知と振込予定通知を、不給付が決定した場合は不給付決定通知を、それぞれ送付します。 |
| 67 | 3 | 給付関係 | 2 | 課税 | 支援金は課税の対象となりますか？ | 支援金は、事業者支援を目的として現金を対象者に直接給付するもので、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されますので、課税の対象となります（損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります）。 |
| 68 | 3 | 給付関係 | 3 | 振込口座 | 個人事業主ですが、代表者以外の振込口座を指定することは可能ですか？ | 代表者本人以外の振込口座は指定できません。 |
| 69 | 3 | 給付関係 | 3 | 振込口座 | 法人の場合、支援金の振込先を代表者の個人名義口座にしてもいいですか？ | 法人名義の口座で申請してください。 |
| 70 | 3 | 給付関係 | 3 | 振込口座 | 振込先について、指定できない金融機関はありますか？ | 全国銀行協会に加盟している金融機関は全て振込先に指定できます（同協会に加盟していない海外の金融機関等は指定できません）。その他、県内の信用金庫、信用組合等も指定できます。 |

| No. | 大項目 | | 小項目 | | 問合せ内容 | 回答 |
|-----|-----|------|-----|------|---|---|
| 71 | 3 | 給付関係 | 3 | 振込口座 | <p>交付申請書に添付することとなっている通帳の写しについて、ネットバンキングであるため紙媒体の通帳がありません。この場合、どうすればいいですか？</p> | <p>電子通帳（Web通帳）等、で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピー等、「銀行名・支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人（カタカナ）」が確認できるものを提出してください。</p> |
| 72 | 3 | 給付関係 | 3 | 振込口座 | <p>振込先口座についてはどの種類の口座にも対応していますか？</p> | <p>普通預金又は当座預金に対応しています。</p> |